

一般財団法人佐渡文化財団賛助会員規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人佐渡文化財団定款第3条に定めた目的に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 本法人の主旨に賛同し、賛助するために入会した個人、団体・法人とする。

(議決権)

第3条 賛助会員は本法人の理事会等における議決権を持たない。

(入会)

第4条 本法人の賛助会員となるためには、別に定める賛助会員の入会申込を申請し、理事長の承認を受けなければならない。

2 入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知する。

(届出事項の変更)

第5条 賛助会員は、入会申込時に届出た内容に変更があった場合、速やかに本法人に届出るものとし、それ以後も同様とする。

2 賛助会員が前項により届出を怠った場合に賛助会員に生じた損害について、本法人は本法人の故意または過失による場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

(会費)

第6条 賛助会員は、年会費として、毎年以下の金額を支払うものとする。

(1) 個人会員 年会費 1 口 2,000 円、1 口以上

(2) 団体・法人会員 年会費 1 口 5,000 円、1 口以上

2 会費は、初年度入会申込時に支払うこととし、次年度以降は当法人発行の請求書による全期一括払いとする。

(賛助会員資格の有効期間)

第 7 条 賛助会員資格の有効期間は、入会承認日の翌月 1 日から起算し、3 月 31 日までとする。ただし、入会承認日から会員資格の有効期間の初日までの期間については、特典を受けられるものとする。

2 前項に定める有効期間は、賛助会員または当法人から特に申出がない限り、満了日の翌日から 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

3 賛助会員資格は、第三者に譲渡したり、使用させたり、担保権の設定等を行ったりすることはできない。

(退会)

第 8 条 賛助会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を理事長に提出し

て、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

(守秘義務)

第 9 条 本法人は会員の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することは

できない。また、会員は本法人の許可を得ずに、会員として知り得た本法人の

非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することは

できない。

(免責事項)

第 10 条 当法人は、賛助会員が被ったいかなる損害についても損害を賠償する責任を負わないものとする。

2 賛助会員が他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、賛助会員は自己の責任と費用をもって解決し、本法人に損害を与えることのないものとする。

3 賛助会員が本規程に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本法人に損害を与えた場合、本法人は当該会員に対して相応の損害賠償の請

求を行うことができるものとする。

(管轄裁判所)

第11条 当法人と賛助会員との間で問題が生じた場合には、両者誠意をもって協議するものとする。

2 協議によっても解決しない場合、また訴訟の必要が生じた場合は、本法人の所在地を管轄する裁判所を賛助会員と本法人の専属的合意管轄裁判所とする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和3年12月21日から施行する